

第 5 回

鹿角市農業委員会総会議事録

令和 5 年 8 月 1 0 日開会

即日閉会

鹿角市農業委員会

令和5年度 第5回 鹿角市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年8月10日(木) 午後2時30分

2 開催場所 鹿角市役所 全員協議会室

3 出席委員 (13名)

1番	石鳥谷	義行	2番	阿部	聖
3番	成田	みゆき	4番	妹尾	千夏
5番	木村	良一	6番	児玉	廣進
7番	安保	春喜	8番	小笠原	正光
9番	田口	元	10番	柳沢	誠
11番	佐藤	博人	12番	阿部	弘子
13番	兎澤	悦雄			

4 欠席委員 (なし)

5 議事日程

第1 開会

第2 会長あいさつ

第3 会務報告

第4 議事録署名委員の選出

第5 議案審議

報告第5号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第21号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第22号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第23号 非農地証明申請について

議案第24号 鹿角市農用地利用集積計画(案)について

第6 その他

第7 閉会

6 事務局職員

事務局長 山崎 孝人 主幹 阿部 友美範

副主幹 齊藤 美奈子 主任 柳澤 将太

7 議事録署名委員 1番 石鳥谷 義行 委員

2番 阿部 聖 委員

8 会議の概要

事務局 長	修礼を行いますので、ご起立願います。 修礼、礼。ご着席願います。 ただいままでの出席委員数をご報告申し上げます。 委員13名中、出席13名であります。したがって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による定足数を満たしていることから、本会議は成立いたしました。
-------	---

<p>会 長 事 務 局 長</p>	<p>ます。 ただいまより鹿角市農業委員会第5回総会を開会いたします。 開会に当たりまして、会長よりご挨拶があります。よろしくお願ひします。 【挨拶】 会長、大変ありがとうございました。 それでは、ここから鹿角市農業委員会規則第11条の規定により、会長が議長を務めます。よろしくお願ひいたします。</p>
<p>議 長 事 務 局 長 議 長</p>	<p>それでは、最初に事務局より会務報告をいたします。 【会務報告の資料を基に説明】 会務報告ですので、ご了承願ひたいと思います。</p>
<p>議 長 委 員 一 同 議 長</p>	<p>それでは、次に、議事録署名委員の選出についてお諮りいたしますが、私にご一任願ひたいと思いますが、ご異議ございませぬか。 （「異議なし」の声） ご異議ないようですので、私から指名いたします。 1番石鳥谷委員、2番阿部聖委員を指名いたします。 なお、本日の会議書記には事務局職員の阿部主幹と柳澤主任を指名いたします。どうかよろしくお願ひをいたします。</p>
<p>議 長 事 務 局</p>	<p>それでは、最初に、報告第5号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局の説明を求めます。 では、総会に入っていきます。 総会議案の2ページをお開きください。 報告第5号 農地法第18条第6項の規定による通知について。 農地法第18条第6項の規定による通知が別紙各号のとおりであったので、これを報告します。 農地別内訳ですが、1件、田んぼが4筆、6, 725㎡です。 ちなみに、この第18条の説明ですけれども、こちらの農業委員会総会用説明資料をお開き願えればと思います。 「資料により説明」 今回の第18条第6項につきましては、全て合意による解約ですので、全て許可要件ではなく報告案件となっております。 それでは、議案の中に入っていきます。 3ページをお開きください。 第18条第6項 【受付番号31番を議案書を基に朗読】 圃場整備以外のところにつきましては、所有者が管理をするということで話を伺っております。</p>

議 長	説明は以上です。
安 保 委 員	事務局の説明が終わりましたが、ご質問等ありましたらご発言願います。何かございませんか。
議 長	7番安保ですけれども、備考のところにある対象外の面積というのは幾らくらいの面積でしたか。
事 務 局	事務局。
安 保 委 員	21番ですけれども、575㎡が対象外の面積ということになります。
事 務 局	田んぼとしてあるのですか。
安 保 委 員	そうです。田んぼと地目はなっています。
事 務 局	今まで管理していないので、もしかすれば荒れていく可能性があるのでは、注意して見ていかなければならない物件ですね。
議 長	そうですね。そういう可能性はあると思います。
委 員 一 同	ほかにはございませんか。よろしいですか。
議 長	(「なし」の声)
委 員 一 同	それでは、ないようですので、本案を承認することにご異議ございませんか。
議 長	(「異議なし」の声)
議 長	それでは、そのように承認します。
議 長	次に、議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。
事 務 局	議案の4ページをお開きください。 議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請について。 農地法第3条の規定による許可申請が別紙各号のとおりであったので、意見を求めます。 農地別内訳ですが、所有権移転の有償が2件、田んぼが3筆、5,998㎡、畑が4筆、3,238㎡、無償移転が2件、田んぼが4筆、1万996㎡、畑が2筆、2,266㎡です。 農地法第3条の説明ですけれども、またこちらの説明資料をご覧ください。 「資料により説明」 議案の5ページをお開きください。 今回、受付番号18番は、8番の小笠原委員の案件となりますので、小笠原委員には退出していただいております。 第3条 【受付番号18番を議案書を基に朗読】 以上です。
議 長	この18番は委員案件ですので、こちらを先にご審議いただきたいと思います。何かご質問等ありましたらご発言願います。何かございませんか。よろしいです

委員一同 議長	か。 (「なし」の声) それでは、ないようですので、本案を許可することにご異議ございませんか。
委員一同 議長	(「異議なし」の声) そのように決定します。
事務局	事務局、続けて説明願います。
事務局	第3条
事務局	【受付番号19番から21番を議案書を基に朗読】
事務局	続きまして、こちらの現地確認の一覧表の1ページをご覧ください。
事務局	受付番号の18番から21番につきまして、7月28日に2班体制で確認いただきまして、先ほど説明しました地域の調和要件ですとか、いろいろ要件に支障はないということを確認いただいております。
事務局	以上です。
議長	ただいま事務局の説明が終わりましたけれども、ここで現地調査を行った委員より補足があれば説明をいただきたいと思います。
石鳥谷委員	まず、1番の石鳥谷委員はどうですか。
石鳥谷委員	20番と21番の案件ですけれども、事務局の説明において問題はありませんでした。作付もされているし管理もされているということで、十分問題ないことを確認してきました。
議長	以上です。
議長	それでは、9番の田口委員はどうですか。
田口委員	事務局の説明のとおり、現職がやっている関係上、問題ありません。
議長	ご苦労さまでした。
議長	それでは、ほかの委員より何かご質問があればご発言願います。何かございませんか。よろしいですか。
委員一同 議長	(「なし」の声) それでは、ないようですので、本案を許可することにご異議ございませんか。
委員一同 議長	(「異議なし」の声) そのように決定します。
議長	それでは、次に、議案第21号 農地法第4条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。
事務局	議案の7ページをお開きください。
事務局	議案第21号 農地法第4条の規定による許可申請について。 農地法第4条の規定による許可申請が別紙各号のとおりであったので、意見を求めます。
事務局	農地別内訳ですが、永年が1件、田んぼが1筆、2,443㎡です。 議案の8ページをご覧ください。

<p>議 長 阿部聖委員</p> <p>議 長 委員一同 議 長 委員一同 議 長</p>	<p>第4条 【受付番号6番を議案書を基に朗読】</p> <p>「資料により説明」</p> <p>ただいま事務局の説明が終わりましたけれども、ここで現地調査に行った委員より補足があればご発言をいただきたいと思います。2番の阿部聖委員はどうですか。</p> <p>2番阿部です。</p> <p>受付番号6番の件ですが、見に行ったところ、ちょっとフライングぎみで、倉庫を建てるところで、土をちょっといじり始めていました。事務局に確認したところ、現場の人間が勘違いというか、指示がないのに勝手に動いてしまったということで、それでは止めますということで確認は取れたというところでした。あと、育苗ハウスのほうも何年か前から使われているようで、通路はそのとおり砂利敷き状態というところで、この施設が、前々回も私質問したと思うんですが、乾燥とかそういった排塵の出るような施設でなければ、隣接の民家の方にも迷惑にならないのではないかと思いますので、倉庫ということであれば大丈夫かというふうに見ました。</p> <p>ご苦労さまでした。ほかの委員より何かご質問があればご発言願います。よろしいですか。</p> <p>(「なし」の声)</p> <p>それでは、ないようですので、本案を許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>そのように決定します。</p>
<p>議 長 事 務 局</p>	<p>それでは、次に、議案第22号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案の9ページをご覧ください。</p> <p>議案第22号 農地法第5条の規定による許可申請について。</p> <p>農地法第5条の規定による許可申請が別紙各号のとおりであったので、意見を求めます。</p> <p>農地別内訳ですが、永年が4件、田んぼが1筆、395㎡、畑が14筆、7,424㎡です。</p> <p>こちらは先ほど説明しましたとおり、ほかの人の農地に家とか資材置場を建てたいということで申請が上がってきている内容であります。</p> <p>10ページをご覧ください。</p> <p>第5条 【受付番号14番から17番を議案書を基に朗読】</p> <p>「資料により説明」</p>

議 長	ただいま事務局の説明が終わりましたけれども、こちらでも現地確認に行った委員より何か補足があれば、ご発言をいただきたいと思います。田口委員はどうですか。
田 口 委 員	9番田口です。 14番、15番、大体状況は同じですけれども、既に14番は2軒家が建ってしまっていて、全然問題ないです。15番も、説明のとおり、問題になるようなことはありませんでした。許可相当と思います。 以上です。
議 長	それでは、次に石鳥谷委員はどうですか。
石 鳥 谷 委 員	1番石鳥谷です。 事務局の説明のとおりですが、この地域は、近年、住宅化が進んでいる地域で、この場所も住宅に挟まれているというような状況で、申請に問題ないのではないかなどは思いました。 以上です。
議 長	ご苦労さまでした。
阿 部 聖 委 員	それからもうお一方、阿部聖委員はどうですか。 2番阿部です。 事務局の説明のとおりで、10ページの雪捨場になるところが低くなっていると、この図面に表しているとおりに。若干、道路と元々の落差はほとんどなかったと思うんですが、奥のほう、やはり若干盛土して造ったような形状でして、この図面のとおり、もう既に出来上がっていますので、このとおりのところですかね。 まずやむを得ず許可ですかね。
議 長	追認ということで。 ほかの委員より何かご質問があれば発言願います。何かございませんか。
事 務 局	事務局。 やむを得ず許可の内容ですけれども、基本的に普通に許可していれば許可できた内容だけを許可しております。よっぽど農地の真ん中にどんと建てたものを許可してくださいというのは確実に通じませんので、それはご理解いただければなど。
議 長	ほかにはございませんか。よろしいですか。
委 員 一 同	(「なし」の声)
議 長	それでは、ないようですので、本案を許可することにご異議ございませんか。
委 員 一 同	(「異議なし」の声)
議 長	そのように決定します。
議 長	それでは、次に、議案第23号 非農地証明申請について、事務局の説明を求めます。
事 務 局	議案の12ページをお開きご覧ください。 議案第23号 非農地証明申請について。 非農地証明申請が別紙各号のとおりであったので、意見を求めます。 農地別内訳ですが、4件、田んぼが2筆、2,157㎡、畑が3筆、653㎡です。

13ページをお開きください。

非農地証明

【受付番号4番から7番を議案書を基に朗読】

「資料により説明」

議長 長 ただいま説明が終わりましたけれども、こちらも現地確認に行った委員より補足があればご発言をいただきたいと思います。6番の児玉委員はどうですか。

児玉委員 6番児玉です。

現地確認してきましたけれども、現地は山の手前、もう少し行けばもう山の入っていくところですが、もともと田んぼだったみたいなんですけれども、周りはいくぶん林になっていて、田んぼも凸凹になっていて、谷地みたいな感じで草ぼうぼうと生えていて、事務局の説明のとおり、申請は妥当と思われる。

議長 長 この件について、佐藤委員。地元の。

佐藤委員 11番佐藤です。

ここには川が流れていて、昨年この川が氾濫し、流木等でこの一帯が被災地になっている状態。これが昨年だけではなくて、ずっとこれまでであったので、農業するにも農業意欲が湧かないとか、作っていないという状況の中でみんなその地区はもう営農活動しなくなってしまって原野化、山林化している。あと、手前側の山林がちょっと高いので日陰地にもなってしまっているという状態で、水田耕作にはどちらかというと適用地とは認められないという状況。災害を含めてということなので、認定されるのがよろしいのではないかなというふうに思っています。

議長 長 どうもありがとうございます。

それでは、小笠原委員はどうですか。

小笠原委員 8番小笠原です。

受付番号5番でございますが、事務局の言うとおりに、水害があり、かなり前の水害で地形が変わっている状態でした。もう原野ではなく山林化しておりまして、申請は妥当だと思います。

議長 長 ご苦労さまでした。

それからもうお一方、阿部聖委員はどうですか。

阿部聖委員 2番阿部です。

6番、7番についてですが、事務局の説明のとおり、この写真でも何となく分かると思いますが、非常に日当たりが悪く、かつてここが畑だったのかもしれないけれども面影はほとんどない状態。まさに原野化しており、周りも既に全て山林状態で、周りの影響もなく、申請妥当と判断しました。

議長 長 ご苦労さまでした。

ほかの委員より何かご質問があればご発言願います。何かございませんか。よろしいですか。

委員一同 (「なし」の声)

議 長	それでは、ないようですので、本案を承認することにご異議ございませんか。
委員一同	(「異議なし」の声)
議 長	そのように認定します。
議 長	それでは、次に、議案第24号 鹿角市農用地利用集積計画(案)について、事務局の説明を求めます。
事務局	議案の15ページをお開きください。 議案第24号 鹿角市農用地利用集積計画(案)について。 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の改定により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙のとおり市長より諮問があったので、この処理について意見を求めます。 農地別内訳ですが、6年未満が9件、田んぼが23筆、2万7,123㎡、畑が3筆、1万2,930㎡、6年から9年が1件、畑が1筆、1,101㎡、10年以上が5件、田んぼが13筆、1万9,529㎡、畑が1筆、3,905㎡です。 鹿角市農用地利用集積計画(案)についての説明も別紙のほうにありますので、こちらをご覧ください。 では、議案に入っていきたいと思います。 16ページです。 利用権設定 【受付番号161番を議案書を基に朗読】 以上です。
議 長	ただいま説明が終わりましたけれども、161番は委員案件でございます。こちらをご審議いただきたいと思います。何かご質問があればご発言願います。よろしいですか。
委員一同	(「なし」の声)
議 長	それでは、ないようですので、本案を妥当と認めることにご異議ございませんか。
委員一同	(「異議なし」の声)
議 長	そのように決定します。
事務局	それでは、事務局、説明を続けてください。 利用権設定 【受付番号162番を議案書を基に朗読】 以上です。
議 長	ただいま162番の事務局の説明が終わりましたけれども、こちら委員案件ですので、こちらをご審議いただきたいと思います。何かご質問があればご発言願います。何かございませんか。よろしいですか。
委員一同	(「なし」の声)
議 長	それでは、ないようですので、本案を妥当と認めることにご異議ございませんか。
委員一同	(「異議なし」の声)

議 長	そのように決定します。
事 務 局	それでは、事務局、163番から説明願います。
	利用権設定 【受付番号163番から175番を議案書を基に朗読】
	以上です。
議 長	それでは、163番、164番と新規でございますけれども、あとは再設定でございますので、どうか委員の皆様方、目を通しながら、ご質問等あればご発言いただきたいと思えます。田口委員。
田 口 委 員	165番、これは3年つけるの。
事 務 局	私も直接聞いたわけではないですけれども、やはり契約を短くしないと、契約を忘れたり、賃料を長年、長い期間でやってしまうと、その当時は妥当な金額が、今では賃料が下がってきていますので、それを見直すため賃料を適度に変えていきたいということで3年だということでした。
阿部聖委員	2番です。
	せっかくなので。畑として何の作物をされているところですか。
川 上 委 員	最初はソバを作付してましたが、今は牧草みたいな稲。
阿部聖委員	牛の飼料。
川 上 委 員	そうらしいです。
議 長	木村委員、どうですか。
木 村 委 員	私も法人さんのところとほかのつけるものと、あまりにも違いがあるので話がしにくいですが。ということで、無償だということになっているのかなと感じました。
議 長	ありがとうございました。
	ほかには何かお聞きになりたい点ありますか。よろしいですか。
委 員 一 同	(「なし」の声)
議 長	それでは、ないようですので、本案を妥当と認めることにご異議ございませんか。
委 員 一 同	(「異議なし」の声)
議 長	そのように決定します。
	以上をもちまして、議案については終了いたしました。